

第8章 マスタープランの推進

8.1 推進体制

継続した取組の推進（スパイラルアップ）を図るため、学識経験者、施設設置管理者及び住民等で構成する「熊本市移動等円滑化推進協議会」にて関係団体とも意見交換を行いながら検討を進めます。

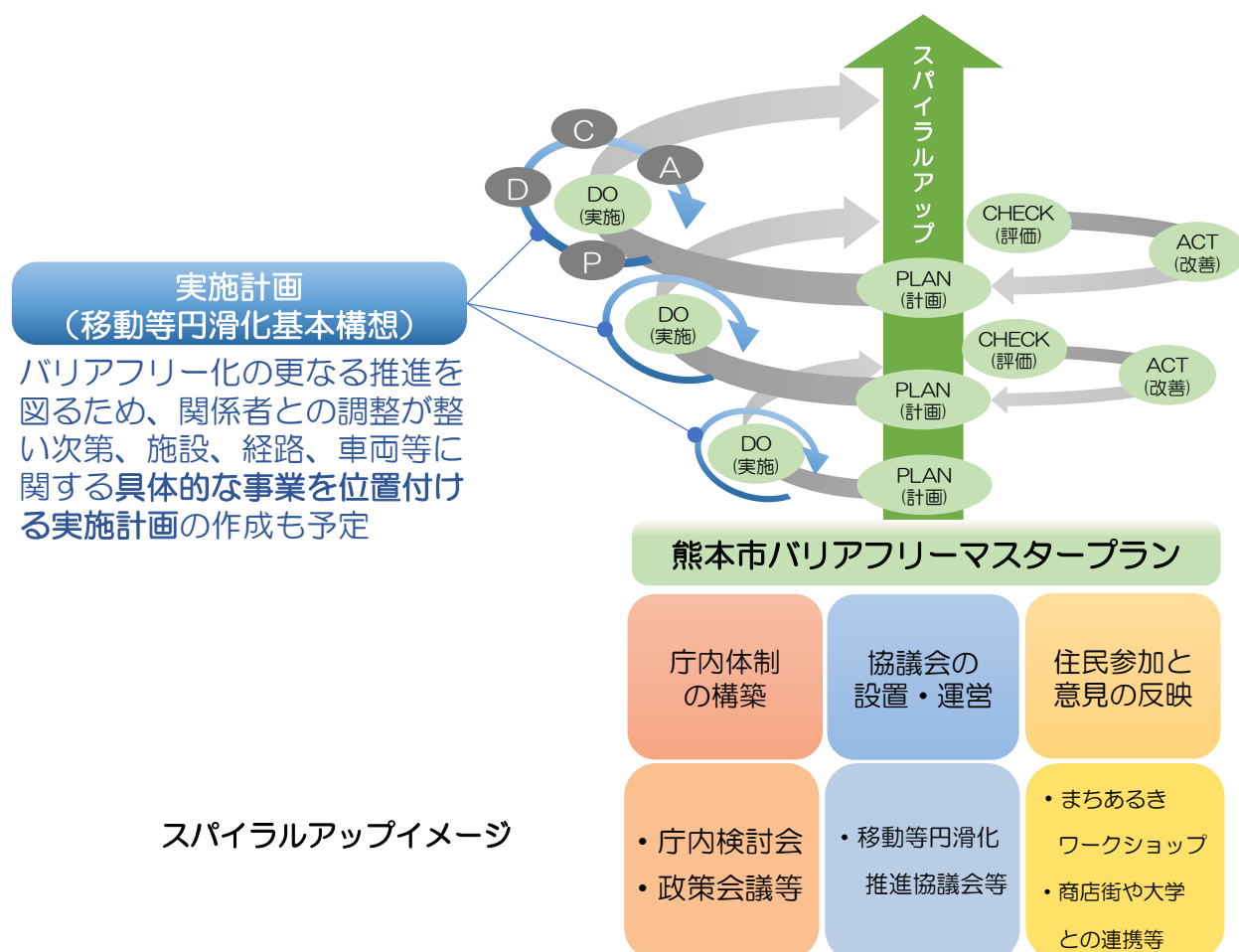
8.2 評価

マスタープランは、計画策定（Plan）後のバリアフリー化の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）を行うといったPDCAサイクルにより、現状に即した計画となるよう継続的に見直しを行っていきます。

バリアフリー化の取組状況の確認にあたっては、本市で毎年実施している「熊本市第7次総合計画市民アンケート」のバリアフリーに関する項目等を評価指標とします。

【7総市民アンケートのバリアフリーに関する項目】

- ・ 障がいや病気の有無に関わらず、健やかでいきいきと暮らしていると感じる市民の割合
- ・ 中心市街地が安全で快適に歩行し滞在できると感じる市民の割合



また、国土交通省や文部科学省において、バリアフリー化の目標として、令和7年度（2025年度）末までに全国で以下の事項を達成することを目標としています。

本市においてはこれらの目標を踏まえ、実施計画（移動等円滑化基本構想）作成時に施設管理者と協議の上で熊本市の目標を設定し、バリアフリー化を推進していきます。

国の定める各施設等の移動等円滑化の目標

施設・車両等			令和7年度末までの目標（全国値）
鉄軌道	鉄軌道駅		・3,000人以上/日及び実施計画（移動等円滑化基本構想）の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・大規模駅ではバリアフリールートの複数化 ・可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小
		ホームドア・可動式ホーム柵	・全体で 3,000 番線 ・10 万人/日以上駅は 800 番線
	鉄軌道車両		・約 70%
バス	バスターミナル		・3,000人以上/日及び実施計画（移動等円滑化基本構想）の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	ノンステップバス	・約80%（リフト付きバス等を除く）
		リフト付きバス等	・適用除外認定車両の約 25% ・指定空港への路線のバリアフリー車両導入 50%
	貸切バス	リフト付きバス等	・約 2,100 台
タクシー	福祉タクシー車両		・約 90,000 台 ・各都道府県における総車両数の 25%をユニバーサルデザインタクシーとする
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		・約 70%
都市公園	特定公園施設（園路・広場）		・2ha 以上の施設の約 70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		・2ha 以上の施設の約 60% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	便所		・2ha 以上の施設の約 70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		・約 75%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物（2000㎡以上の特別特定建築物）		・約 67% ・床面積の合計が 2000㎡未満の施設のバリアフリー化促進
	公立小中学校等施設	バリアフリースイール	避難所に指定されている全ての学校に整備する
		スロープ等による段差解消	全ての学校に整備する
		エレベーター	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		・道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則 100%（音響式・エスコートゾーン）
心のバリアフリー			・「心のバリアフリー」の用語の認知度を約 50% ・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則 100%

※「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（国土交通省）」及び「公立小中学校等のバリアフリー化に関する整備目標（文部科学省）」を基に作成
 ※船舶及び航空に関する内容は省略